

原子力災害対策中央連絡会議・地域連絡会議について

平成 28 年 3 月 30 日

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課
原子力事業者防災・訓練推進チーム

I 設置目的等

1. 目的

防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図る場として、本連絡会議を設置（参考 1：防災基本計画（抜粋））。

2. 構成

原子力規制庁は、関係省庁及び原子力事業者等を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議（以下「中央連絡会議」という。）と原子力災害対策地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）を設置。

（1）中央連絡会議

原子力規制庁、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、資源エネルギー庁、海上保安庁、防衛省及び原子力事業者及び電気事業連合会。

（2）地域連絡会議

原子力発電所の立地地域に所在する中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者。

原子力発電所毎に設置。必要に応じ、地方公共団体の参加を働きかける。

3. 実施事項

（1）原子力事業者の応急対策に必要となる装備資機材の整備状況、応急対策の手順及び緊急時の防災体制（要員の確保等）の説明【原子力事業者より】

（2）原子力事業者等が実施した訓練の実施状況の報告【原子力事業者等より】

（3）その他（中央連絡会議において必要と認めた事項等）

4. 運営

（1）中央連絡会議

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（以下「原災課」という。）が処理

（2）地域連絡会議

原子力規制庁原子力規制事務所が原災課に相談しつつ、各地方支分部局等と調整して処理

II これまでの実績

(1) 中央連絡会議

第1回 平成26年4月22日

- ・連絡会議の設置について
- ・応急対策に必要な資機材等の整備状況について（東京電力）

第2回 平成28年1月25日

- ・緊急事態区分と事業者からの通報について
- ・連絡会議の開催実績
- ・応急対策に必要な資機材等の整備状況について（関西電力）
- ・原子力緊急事態支援組織の整備状況について（日本原子力発電）

(2) 地域連絡会議

川内：1回、女川：3回、柏崎刈羽：10回

（詳細は別途紹介）

III 今後の進め方

(1) 今後の開催方針

中央での継続的な開催及び地域連絡会議の立ち上げ、継続実施。特に、原子力発電所が稼働してきている現在、地域連絡会議の活動が重要。また、3月11日に開催された原子力関係閣僚会議においても、地域連絡会議を通じ、平時の情報共有等を行うこととされた（参考2）。そのため、以下の通りの開催方針としたい。

①中央連絡会議 年2回開催

②地域連絡会議 開催実績なし 来年度上半期中に少なくとも1回開催、以後継続して開催

開催実績あり 継続して開催

(2) 地域連絡会議の議題例

○連絡会議設置の目的紹介（初回のみ）

○原子力事業者より発電所の安全対策、資機材調達及び訓練実績の説明

○原子力事業者の防災訓練の原子力規制庁評価の結果紹介（総合防災訓練の紹介もあり）

○現場確認（事業者の安全対策の確認や訓練の立ち会い、関係者の施設見学など）

○中央・他地域の地域連絡会議の開催実績・内容の紹介・共有

○その他（原子力緊急事態支援組織の紹介など）

(3) その他

関係者への出席依頼の発出など手続き面は原災課で手続き実施。また、原災課への出席要請など必要あれば相談に応じる。

(参考1)

●防災基本計画

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり，原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会，関係省庁〕は，原子力事業者における整備状況を踏まえ，実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。

○このため，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁と原子力事業者が，平常時から，原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し，応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して，連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，連絡会議における検討結果，訓練結果の検証等を踏まえ，関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等と協議の上，原子力災害対策マニュアル等に反映する。

原子力災害対策充実に向けた考え方

～福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～

平成28年3月11日

原子力関係閣僚会議決定

2. 事故収束及び被災者支援の充実に向けて

【全国知事会の提言の内容と問題意識】

- ・原子力事故が生じた場合に、原子力事業者が、原子力施設の応急対策（以下「事故収束活動」という。）や被災者支援活動に取り組むことは当然のことながら、東電福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、緊急時には、実動組織を含む国・自治体、民間事業者等が協力して対処に当たることが必要不可欠である。
- ・こうした点を踏まえ、全国知事会から、「重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国の体制を明確にすること」や、「高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること」などの提言がなされている。
- ・これは原子力災害時の実動組織を含む国・自治体、民間事業者の協力が、実効的になされてほしいという問題意識である。

【対応方針】

以下のとおり各組織の対応方針を明確にし、防災基本計画を速やかに修正する。

(1) 実動組織の協力

- 原子力事故が起きて、災害になるような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、国の重大な責務であり、東電福島第一原発事故における実動組織による原子力災害対応への貢献の大きさに鑑み、国は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の参加も含めて、責任をもって対処していく。
- 実動組織は、不測の事態の場合、原子力災害対策本部・同現地対策本部の調整又は指示の下、必要に応じて、原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動（物資の運搬その他の支援活動）及び被災者支援活動（住民の避難支援その他の支援活動）を連携して行う。
- このため、原子力災害対策地域連絡会議、地域原子力防災協議会を通じて、地域の実情に応じたチームを編成し、平時から、原子力事業者と実動組織を含む国・自治体、民間事業者の間で、サイトの状況やシビアアクシデントの際の事故収束活動、各主体の避難計画や地域の状況についての情報共有等を行う。

また、東電福島第一原発事故を踏まえれば、事故の進展が早いことも予想されるため、訓練を活用して、その実効性を検証する。これにより、事態

が発生した際の実効性を高める。

- その上で緊急時には、自治体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、現地で災害対応の実務を担う各実動組織の部隊の長のうち、あらかじめ定められた者が、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に調整し、必要な対応を取ることとする。

(2) 民間事業者、国・自治体職員の協力

- 自治体は、被災者支援活動への協力を要請する可能性がある民間事業者との間に、以下のような協力の内容に関する協定等を結ぶことが重要である。
 - －住民の避難支援：バス会社 等
 - －燃料・物資供給：石油会社 等
 - －道路補修等：建設会社 等
- 上記の協定等では、更なる実効性の向上のため、あらかじめ、以下のような項目を決めておくことが考えられる。
 - －要員の線量管理の方法
 - －業務に要する経費や損害に対する補償など、費用負担に関する事項
 - －防護に必要な資機材の整備や緊急時の配布等の手順
 - －業務を実施する要員の名簿の作成及び当該要員への研修の実施
- 国は、協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、自治体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行う。その際、ICRP 勧告の基準等を受けてこれまで締結された協定が前提とした目安を参考にして被ばく線量の管理の目安を設定した上で、その範囲内での要員の線量管理の方法や防護に必要な資機材の整備等について、考え方を明示する。

併せて、緊急時の対応において、当該目安を超えることが見込まれる場合の対応についても、別途課題を整理し、必要な対応をとる。また、業務に要する経費等の費用負担に関する事項については、原子力損害賠償法その他の関係法令が適用される場合の一般的な整理を示す。
- 原子力災害時には、国や自治体の職員が、原子力発電所敷地内や原子力災害対策重点区域において被災者支援活動に当たることとなる。国や自治体の職員がこうした活動を準備し、円滑に実施するためには、特殊勤務手当などの条件が予定できることが重要である。
- このため、国家公務員の原子力災害時の特殊勤務手当について、人事院において、あらかじめ定めることができる事項については早急に定め、原子力災害の状況等に応じて定めるべき事項については災害発生後速やかに定めることとしている。

また、地方自治体の求めに応じ、現行の手当の考え方等について、必要な

情報提供を行う。これにより、地方自治体に対しても、それぞれの条例において同様の手当を定めることを促進する。

(3) 原子力事業者の責務と具体的な対応

- 原子力事業者は、原子力事故が生じた場合に、原子力災害の拡大の防止、さらには原子力災害からの復旧のため、必要な措置を講ずる責務を有している。

東電福島第一原発事故の教訓から、原子力事業者は、事故収束活動に責任をもって取り組むことはもとより、住民避難などの被災者支援活動や被災者への賠償などに、誠意をもって対応する必要がある。その際、原子力事業者は、原子力事故に関する正確かつ適時の情報提供が、被災者支援活動ではもちろんのこと、原子力及び原子力事業者に対する社会からの信頼を得ていく上で極めて重要であることを肝に銘じる必要がある。

- 事故収束活動について、原子力事業者は、事故収束活動に必要な人員体制を常に整備する。平時から「緊急時対応チーム」を組成し、必要な装備・資機材を整備する。人員・装備・資機材については、これらを十分に確保しなければ、実効性が担保できないことから、対象プラントに応じた必要数を確保する。

原子力事業者自らによる日常的な訓練の実施に加え、事故収束活動の支援活動について、実動組織を含む国・自治体、民間事業者との相互の訓練参加等を通じて、連携協力体制の構築に努める。

加えて、更なる事故収束活動の充実のため、原子力事業者間相互の協力体制を強化し、その一環として、原子力事業者間の協力により組成した「原子力緊急事態支援組織」（原子力レスキューチーム（仮））の充実を行う。

- 住民避難等に関する支援については、各地の地域原子力防災協議会での協議を通じて、地域の実情に応じた原子力事業者による協力内容を決定し、その内容については、関係自治体の地域防災計画や電力事業者の事業者防災業務計画に記載することとしている。

その上で、住民避難等に関する支援を含む被災者支援活動について、原子力事業者は、平時から「被災者支援活動チーム」を組成し、対象プラントに応じた必要な装備・資機材を整備する。

また、原子力事業者は、自治体が実施する訓練への参加等を通じ、自治体等との連携協力体制を構築する。さらに、被災者への賠償や、原子力災害への対応に協力した民間事業者に対する補償等、原子力災害からの復旧・復興段階においても、原子力事業者はその役割を果たす。原子力事業者は、これらの被災者支援活動について、個社又は相互に連携して「原子力災害対策プラン（仮称）」をとりまとめるとともに、原子力事業者全体で被災

者支援活動に取り組むための連携体制を整備する。

- 以上のように、国は、原子力事業者が、事故収束活動及び被災者支援活動に、真摯に取り組む姿勢を示すことによって、立地自治体等関係者をはじめ、国民や社会からの信頼の向上に繋げていくことを求める。